

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 2 回 会 議

平成 1 6 年 4 月 1 6 日 (金)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第 2 回会議

1 日時

平成16年4月16日(金)午後1時30分開会・午後3時26分閉会

2 場所

牟礼町役場別館 2階 第1会議室

3 出席委員 22人

| | | | |
|-----|------|----|-------|
| 会長 | 増田昌三 | 委員 | 森谷芳子 |
| 副会長 | 高木英一 | 委員 | 松田勝 |
| 委員 | 廣瀬年久 | 委員 | 藤井勇 |
| 委員 | 三野重忠 | 委員 | 静孝義 |
| 委員 | 山田徹郎 | 委員 | 三野八儿子 |
| 委員 | 安戸清次 | 委員 | 加藤博美 |
| 委員 | 菰淵将鷹 | 委員 | 香川深雪 |
| 委員 | 牟礼浩子 | 委員 | 小西百々代 |
| 委員 | 梶村傳 | 委員 | 浜川憲博 |
| 委員 | 大浦澄子 | 委員 | 村上貞夫 |
| 委員 | 三笠輝彦 | 委員 | 太田量子 |

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

| | | | |
|------|------------|----|-------|
| 幹事長 | 廣瀬年久(委員兼務) | 幹事 | 関正則 |
| 副幹事長 | 三野重忠(委員兼務) | 幹事 | 中村憲昭 |
| 幹事 | 熊野實 | 幹事 | 佐々木永治 |
| 幹事 | 横田淳一 | | |

6 事務局

| | | | |
|---------------------|---------|-------------|---------|
| 事務局長 | 林 昇 | 総務班 兼調整班 | 安 西 正 門 |
| 事務局次長 | 加 藤 昭 彦 | 総務班 | 黒 淵 博 美 |
| 事務局次長 (計画班長事務取扱) | 福 井 隆 | 調整班長 | 清 谷 文 孝 |
| 総務班長 兼調整班兼計画班 | 加 藤 将 門 | | |

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第3号 幹事長及び副幹事長の互選結果について

報告第4号 高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程の一部改正及び
幹事会部会部会長の指名結果について

報告第5号 高松市・牟礼町合併協議会だよりの発行について

報告第6号 高松市・牟礼町合併協議会ホームページの開設について

(2) 協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について

4 その他

(1) 市町村合併関係3法案の概要について

(2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(3) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

5 閉 会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第2回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2 会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、菟淵将鷹委員さんと牟禮浩子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3 議事に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項でございますが、報告第3号及び報告第4号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明を申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

会議資料1ページ、報告第3号幹事長及び副幹事長の互選結果についてでございます。

本協議会幹事会規程の第5条第1項に、「幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。」と規定されておりますが、去る4月6日に開催いたしました幹事会におきまして、幹事長には高松市の廣瀬年久助役が、副幹事長には牟礼町の三野重忠助役が選任されましたので、御報告するものでございます。

続きまして、資料2ページをお開き願います。

報告第4号高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程の一部改正及び幹事会部会部会長の指名結果について御説明いたします。

この幹事会部会規程につきましては、合併協議会の第1回会議で御承認をいただいたところでございますが、このたび、高松市の組織機構の見直し等に伴い、幹事会部会の委員構成を改める必要が生じたことから、16年4月1日付けで規程の一部を改正するとともに、幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づき、同日付けで会長が部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、幹事会部会規程の一部改正でございますが、部会の組織等について定めております、規程の第1条及び第3条関係の別表の全部を改めるというものでございまして、資料の3ページから5ページに改正後の別表を記載いたしております。3ページから5ページが改正後の別表でございます。

また、6ページ以降には、参考資料といたしまして、新旧対照表を掲載いたしております。

記載しておりますとおり、6ページでは企画財政部会でございますが、この企画財政部会の新旧対照表のアンダーライン、下線を引いている部分が、今回異動があった委員でございます。同じように、7ページには市民部会でございます。8ページには、環境部会でございます。9ページは、都市開発部会と文化部会でございます。

このように、企画財政部会から文化部会まで、合計で五つの部会で、下線を引いております部会の委員に異動があったものでございます。

なお、牟礼町側の委員につきましては、変更はございません。

次に、10ページをお開き願います。

10ページは部会長でございますが、幹事会部会部会長の指名につきましては、幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づき、去る4月1日付けで、別紙2の表のとおり、会長におきまして、高松市の各部局長等を部会長に指名いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第3号及び第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第3号及び報告第4号につきまして、何か御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に報告第5号及び報告第6号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第5号及び報告第6号について御説明をいたします。

資料の11ページでございます。11ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、報告第5号高松市・牟礼町合併協議会だよりの発行についてでございますが、このたび、合併協議会だよりの創刊号を発行いたしましたので、御報告するものでございます。

次の12ページをお開き願います。

まず、1の合併協議会だよりの発行目的でございますが、高松市・牟礼町合併協議会で

の協議の内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民の皆様を提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とするものでございます。

次に、2の発行時期でございますが、平成16年4月でございますが、高松市は広報たかまつの4月1日号にあわせて、また牟礼町は広報むれ、4月号の配布にあわせて、それぞれ両市町の各世帯に配布をいたしました。

なお、16年度の発行回数等につきましては、第1回会議において、16年度の事業計画及び予算の中で御説明をいたしましたとおり、特集号を含めて6回を予定いたしております。

次に、3の発行部数でございますが、13万2,500部でございます。

なお、参考までに、お手元に創刊号を添付いたしております。

以上が、報告第5号でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

報告第6号高松市・牟礼町合併協議会ホームページの開設についてでございますが、このたび、協議会のホームページを開設いたしましたので、御報告するものでございます。

次の、14ページをお開き願いたいと存じます。

まず、1のホームページの開設目的でございますが、高松市・牟礼町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民の皆様を提供し、市町合併に対する理解を深めていただくことを目的といたしております。

次に、2の開設日でございますが、3月22日、月曜日に開設いたしております。

次に、3の主な内容でございますが、協議会の概要、100の指標から見た両市町などのプロフィール、協議会の開催状況、会議録、会議資料、質問・意見募集コーナー、傍聴のお知らせなどを掲載し、情報提供するものでございます。

なお、質問・意見募集コーナーでは、合併に対する質問に対しまして、メールなどで回答を行うことといたしておりますほか、回答につきましても、その内容によりまして、適宜、Q&Aコーナーに追加、掲載をしていきたいというふうに考えております。

次に、4の情報の更新でございますが、随時、更新をするということとしておりますが、会議資料につきましては、会議が終了後、速やかに掲載することとし、また、会議録につきましては、作成に若干時間がかかりますが、原則として、次回の会議までには掲載をすることといたしております。

5は、ホームページのアドレスでございます。

なお、参考までに、本日、お手元に、ホームページの先頭画面と、それを展開した画面をつけております。また、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、報告第5号及び第6号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第5号及び報告第6号につきまし

て、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。何かございませんか。

はい、どうぞ。

三野委員 牟礼町の三野です。

ホームページの開設をされたということですが、3月22日から今までで、どのぐらい意見や要望がございましたか、もしわかりましたら。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明いたします。現在までのところ、メールは届いておりません。

以上です。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、特にないようでございますので、報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、（2）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてを議題といたします。

協議事項につきましては、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明を行い、次回の第3回会議において、改めて質疑及び協議を行った上で意思集約を図ることとしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、協議第1号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）について御説明いたします。

資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページでございますが、ここには「協議第1号」と表記いたしておりますが、第1回の会議で御説明いたしましたとおり、この合併協定項目につきましては、協議会で意思集約を図られた、協議が調ったものを、決定するのではなく、「確認」という取り扱いをするものでございます。

なお、協定項目の後ろに括弧書きで記載しております、協定項目番号、今回ですと、合併の方式（協定項目第1号）の「第1号」は、合併協定項目に固有の番号でございます、最後まで変わるものではございません。

それでは、協議第1号について御説明させていただきます。

合併の方式につきましては、今後の合併協議の基本となる事項でございます、これにより、行政制度等の調整方針や建設計画の作成方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる基本的な項目でございます。

この合併の方式につきましては、新設合併と編入合併の二つの方式がございますが、ど

ちらの方式を採るかにつきまして御協議をいただくものでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、新設合併と編入合併について、先進地域の事例を含め、簡単に御説明させていただきます。

資料の 18 ページをお開き願いたいと存じます。18 ページでございます。

18 ページは、新設合併と編入合併の比較でございますが、この表は、第 1 回会議の参考資料として提出、御説明をしたものでございます。本日は、その概要を説明させていただきます。

新設合併と編入合併の大きな相違点は、新設合併の場合は、合併関係市町、高松市と牟礼町の法人格が消滅するのに対し、編入合併の場合は、編入する市町の法人格は継続し、編入される市町の法人格が消滅する点でございます。

この法人格の消滅によりまして、市町の長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員は失職いたしますほか、条例や規則が失効することになりますので、合併の方式は今後の合併協議に大きく影響するものでございます。

また、一番下の欄にございますように、建設計画の作成における対象区域も、新設合併の場合には新市の全域が対象となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入される市町の区域に係る計画を作成する必要があるとされております。

このように、合併の方式は、今後、合併協定項目に関する協議を行うに当たりまして、合併特例法の適用を初め、その取り扱う内容が異なってくる最も基本となる事項でございます。

次に、19 ページをごらんいただきたいと思います。

19 ページには、参考資料といたしまして、これまでに合併した市町村のうち、左側の新設合併につきましては、福岡県宗像市、静岡市、山口県周南市、長野県千曲市、長崎県五島市、また右側の編入合併につきましては、新潟市、つくば市、福山市、呉市、新居浜市のそれぞれの五つの先進地域の事例を紹介いたしております。新市の名称のほか、合併関係市町村、人口、面積、合併の期日を記載いたしております。

なお、人口につきましては、平成 12 年国勢調査のデータでございます。

恐れ入りますが、16 ページにお戻り願いたいと存じます。16 ページでございます。

この合併の方式につきましては、事前開催いたしました幹事会で協議、調整を行うなど、市町間で協議してまいりましたが、結果として、一つの案として提案することについて調整がつかず、16 ページ、17 ページにございますように、新設合併と編入合併の両案を併記して提案させていただき、御協議いただくこととしたものでございます。

それでは、まず、16 ページの案 1 について御説明いたします。

案 1 は、枠の中に記載しておりますように、「高松市及び木田郡牟礼町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」と、新設合併の方式を提案するものでございます。

なお、枠のすぐ下側に、平成何年何月何日確認という記載がございますが、これはそれぞれの協定項目について、協議が調った日を記入するためのものでございます。

その下側には、新設合併についての考え方を記載いたしております。

なお、ページの一番下に 印で記載しておりますように、この考え方は、あくまで、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方でございます。

その考え方でございますが、「平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と牟礼町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。」というものでございます。

次に、17ページの案2でございますが、案2は、枠の中に記載しておりますように、「木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」と編入合併の方式を提案するものでございます。

その考え方でございますが、「高松市と牟礼町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圈・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の牟礼町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」というものでございます。

以上が協議第1号合併の方式についての説明でございますが、当該案件のような合併協定項目の協議会への提出は、両市町で協議が調ったものから提案していくのが原則でございます。しかしながら、この合併の方式につきましては、冒頭申し上げましたように、これにより行政制度等の調整方針や建設計画の作成方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる今後の合併協議の基本となる事項であることや、今後の協議スケジュールなどを考慮して、今回、両案併記という形で提案させていただき、協議をお願いすることといたしたものでございます。

事務局からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号につきまして、特に御質問等、御意見がございましたら、発言を願います。

はい、どうぞ。

牟禮委員 牟禮でございます。

ただいま、協議第1号につきまして提案され、説明を受けましたが、今回は、今おっしゃいましたように質問と御意見ということでございますが、次回に質疑、それから協議ということですので、あわせて取り組んでいただけたらと、このように思います。

議長（増田会長） この場でも質疑、御意見等ございましたら承るということでございますね。次回でなくて、今回の。

牟禮委員 今回は、御意見等ということですが、次回があればですね、質疑と協議になりますね。そのあたり、あわせて今回したらどうですかという意見です。すいません、ちょっとわかりにくい……。

議長（増田会長） あ、なるほど。ああ、そういうことでございますか。はい。

今、牟禮委員さんからそのような御発言がございましたけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃあ、せっかくの御提案ですので、この場でどんどんもう質疑とか御意見等を出していただき、もし可能であれば、もう集約までいければもちろんいいし、いけなければ、当然、別ということになるんですが、まず御意見をしっかり出していただくということから始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、どなたからでもどうぞ。

静委員 牟礼の静ですが、そこへ入る前に、私一言、ちょっとお願いいたしておきたいことがございますが。

と申しますのは、一応、きょうの会のレジュメの中で、4番その他の中で、（1）番から（3）番まで、一応その他として協議事項に掲げられておられますが、そこへ（4）として、その他のその他ということで、ひとつつけ加えていただけたら幸いかと思われまので。

議長（増田会長） すべての議案が終わった後、自由な発言の機会も持ちたいと思っておりますので、ありましたら、その際にもまた、御発言いただいて結構ですので。

まずは、合併の方式について、どなたからでもどうぞ。

三野委員 牟礼町の三野です。

質問なんですけど、案の2の合併方式の編入合併のところ、考え方の真ん中からちょっと下のところなんですけども、「合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応」、こういうくだりがございますが、何かこれを読むと、新設合併では、何か受けられないというような読み方もできるかなと思うんですが、こら辺、ちょっと詳しく説明をいただきたい。

議長（増田会長） はい、それじゃ、事務局からどうぞ。

事務局長 はい、事務局から説明をさせていただきます。

もちろん、合併特例法の関係については、左側の案の1の方にも記述がされておりまして、当然、この合併協議会というものは、合併特例法に基づきまして設置された法定の合併協議会であるということございまして、合併特例法というものは両方とも関係があるということでございます。

ただ、その表現に差があるということでの御指摘、御意見でございますが、これにつきましては、そこに書いておりますように、「効率的・効果的な対応」ということの意味がありまして、それは具体的に、じゃあどうということかと申し上げますと、新設合併につきましては、先ほども事務局の方から説明いたしましたように、新しい自治体をつくるということで、すべての協議についてゼロから協議をしていくということになります。編入合併の方につきましては、基本的には、編入する自治体をベースとして、それ以外のこと、異なること等についてどのように対応していくかということを経済、調整していくということございまして、全国的な事例等を見ますと、新設合併と編入合併の協議の期間、作業量等を比較いたしますと、新設合併が編入合併に比べまして、2倍から3倍ほどかかるということが事例としてはございますので、編入合併の方の考え方としては、そのようなことで「効率的・効果的な対応」ということが記述されたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

三野委員 三野です。

今、お答えいただきましてわかりましたが、それで参考までにですけれども、編入合併よりは新設合併の方が2倍から3倍時間がかかるということございましたが、その次の19ページの、合併方式で表が出てますけれども、これで、参考までに、例えば左の新設合併はどのぐらいかかって、編入合併がどのぐらいかかってるか、合併協議会設立から、もしわかれば教えていただきたいですが。

議長（増田会長） はい、事務局、どうぞ。

事務局長 はい、事務局から説明をさせていただきますが、ただいまの19ページの事例における合併協議の期間について、今、手元には持っておりません。

ただ、ここに書いておりますのは、合併協議会が設置されて、あと合併の期日を書いてありますけれども、それぞれの地域、地域によりまして合併協議の対応が異なってくるということでございます。

それから、3年ほど前から設置しているところは、時間的には余裕があったということでございますし、最近設置したところについては、非常に短い時間の中で効率的にやっておるということが一般的に言えます。

なお、法定合併協議会を設置する前に、任意の合併協議会、あるいは任意の合併研究会等を設置して、そこで実質的な協議をしておるところにつきましては、法定合併協議会の協議日程というのは非常に短い期間で終わっておるということ聞いております。

以上でございます。

議長（増田会長） 恐らく、実態としてはいろんなケースがありますから、ちょっと比較できんと思いますが、完全に同一条件でスタートしたとすれば、そのぐらいの事務量の差、期間の差があるということを事務局が言ったんだらうと思いますので、そう御理解いただきたいと存じますが。

ほかに、どうぞ。

三野委員 本格的な議論するのは次ということで、とらえ方でよろしいですね。きょうは、単なる質問ということで、私はさせていただいてるんですが。

議長（増田会長） まあね、そういうしっかりと質問なり、御意見の表明をしていただくということ。

三野委員 そうです。だから、本格的なのは次にさせていただくということ。

議長（増田会長） それでもいいし、本格的なのを出していただいても結構ですんで。どうぞ、はい。

三野委員 そのつもりでありますので、よろしく。

議長（増田会長） はい。どうぞ、皆さん、もう御自由に意見交換していただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

牟禮委員 牟禮でございます。

ちょっとずれるかなと思うんですが、新設合併、編入合併、いずれのことを考えるにしても、住民はやはり、高松と牟礼町の違っているものを、どういうものかということ非常に興味持っております。やはり、今の生活がどのように変わるかということで、合併のことも形が変わってくる。

それで、先ほどホームページのことがありましたが、ホームページ、先ほどのメールもゼロということで、私もこの間ちょっと拝見いたしましたら、ホームページには、たくさん高松と牟礼町のことが100の指標で出ております。こういうことを、住民、私たち見ながら、やはり福祉がどうなってるのかなとか、教育はどうなってるのかなというのがわかる、比較してわかって、じゃあどういふふうな選び方かなというのも参考の一つだと思うんです。

それで、この間出ました合併協議会だよりの創刊号なんかは、データとしてはここだけのことで、高松と牟礼町は、じゃあどんなところが違うかなというたら、もうこのくらいしかわからない。だから、今後、いろいろなことを考える上で、合併方式もそうですが、やはりデータっていうのは、もう少し、教育、福祉、環境、生活に関係があるようなところを100の指標で出たのもありますし、わかりやすい形でこういうのに載せていただいて、興味持って住民たちが参考にできるというようなものがほしいなと、このように思うんです。そのあたり。

議長（増田会長） 合併協定でやらないかん項目は、1,900項目ぐらいあるようでございますけれども、まず、協定項目としてどういうものを審議するかというようのが、また合併方式が決まった後、それが次の議題になりまして、そこでいろんな項目がまず挙げられて、そしてその項目ごとに、これから、まずは事務的なレベルの打ち合わせ、それから幹事会で打ち合わせして、そこでまとまったものが、またこの協議会へ上がってくるというようなことになりますので、その項目を全部一覧というちょっと難しいと思えますけれども、個別には、全部その都度、住民の方にもお知らせするし、ここで全部協議するということになりますので、主なものについて、やっぱりそういう一覧になると思えますんですが、協定項目については、すべてお知らせするというのが基本でございます。

事務局からどうぞ。

事務局長 ちょっと補足させていただきますが、ただいま会長の方からも説明ありましたが、今後、合併の方式が決まって、協議、調整方針が決まると、協議、調整を行う対象項目というのは約1,900項目ほどあります。今、御指摘いただいた、御意見いただいたことですが、その中のほんの一部、それだけを取り上げて出すということについては、何を取り上げるかということについて、いろいろ考えが違うところがございます。そういうことになると、非常に主観的な問題にもなるとも思います。だから、すべての項目について一斉にということであれば非常にいいわけですが、その中のどの部分を取り上げて出すのかということになりますと、非常に議論のあるところでございます。協議会の事務局といたしましては、慎重に対応する必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

なお、100の項目につきましては、香川県等において公表されておる項目を参考までにこちらでピックアップというか、それを採用させていただいたというだけでございまして、全くこちらの考えは入っておらない項目設定でございますので、その点も御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ、ほかの委員さんの御意見を。

はい、どうぞ。

小西委員 本題に戻しまして、編入合併かどっちかということに戻しませんか、話を。事細かいんはまた次回にして。

実は、こういうもの（資料を示す）で、牟礼町では議論されておりませんか。町議会で、町議会の議員さんたちの中で、「お願い」という項目で、新設合併ではなく、高松市への編入合併に視点を置いた考え方を整理しておくことが必要ですということをお願いというあれで、うたってるんです。それで、議会の方で議論されたことはありませんか。

議長（増田会長） じゃあ、議会のどなたかからお答えいただきましょうか。

すいません、じゃあ、ちょっとお願いします。

松田委員 松田でございますが、何回も新設とか編入とか、その中で、対等とかどうかということの議論はしてまいりましたが、何と申しましても、まず、私らが委員長の立場で言いたいのは、人のふり見て我がふり直せということで、そら人のこと言うてもいかんけれども、香川町とか塩江とか香南、あるいは東かがわ、さぬき市のような過去のことを大分勉強したんですが、やはり、この会を、まだ2回目、牟礼町でこれ初めてになるんですけど、そういう回を重ねてないと本音がなかなか出にくいということで。

ほれから、委員会は傍聴を許可しておりますので、大勢の方が委員会に出席してくるので、少々まだ腹の中から発言するのが、委員の皆さんが遠慮しとったんじゃないかということがございましたので、これからが一生懸命で、牟礼町で第2回目やりました。1回目は、高松市で御紹介した、顔合わせした程度ということになりましたので、急がないきませんが、このことについて議論をしていきたいと思います。個人的には、相当議論しておりますが。

以上です。答えになったか、ならんかわかりませんが、そういうことでお許し願いたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

静委員 牟礼の静ですが。

先ほど、松田委員の方から、それなりのお答えはあったやに受けとめておるところでございますけれども、いずれにしても、我々牟礼町議会として論じてきたことにつきましては、こらあくまで勉強の中での議論ということに御理解いただけたらと思います。あくまで、今、協議事項として挙げられとる案件につきましては、この協議会で論ずる案件であると、そのように私なりに受けとめておりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

小西委員 お願いじゃないわけですね。

議長（増田会長） はい、どうぞ、じゃあ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、合併の方式につきまして、先ほど牟礼委員さんの方からも、せっかくの機会だから、ひとつ意見の場にしてほしいという御意見がありました。しかし、三野委員さんの方からは、きょうは質問にとどめたいという御意見がありました。しかし、いずれにしましても、高松の場合はそれぞれの、例えば塩江町との合併協議会もあれば、御案内のとおり香南町、国分寺町、香川町というふうにあります。例えば国分寺町の皆さんとの協議会でもいろいろありまして、合併の方式をめぐって、何カ月かを費やすと。香川町の場合は、御案内のとおり町長選挙なんかもありましたもんですから、4カ月ほど空白がありましたし。

しかし、一方、法律で定められている期限というのは、17年3月31日という期限がひとつありまして、できるだけ、合併協議会、せっかく町民の皆さんの御意向を受けて協

議会を設置した以上は、それぞれの課題は抱えつつも、合併協議会を設置するという立場になった以上は、それなりの協議を進めていくというふうにしなければ、私はならないと思っているわけなんです。

したがって、できれば、先ほど牟禮委員さんの方から話がありましたように、きょうはまだ30分余りしかたってませんから、この入り口ですぐ解散というようなことでなくて、きょうのところは、ぜひひとつ、今お話がありましたように牟礼町の皆さんが論議したこととか、そういうことでひとつ御意見を承って、高松の場合も、いろいろ各町との協議の中でも議論はありますが、できるだけ、先ほど質問がありました効率的な協議を進めるという立場からは、編入合併の方が望ましいというふうに考えておりますが、ぜひひとつ、そこらの意見をきょう承って、また、できるだけ議論を積み重ねて、期間が短縮されるような方法で進めていただいた方が、私はいいと思っているんです。したがって、きょうはぜひひとつ、質問にとどめずに、牟礼の皆さんの、委員の皆さんが御意見があるとなれば、この際お話を承って帰った方が私はいいと思っているんですが、いかがなものでしょうか。

議長（増田会長）　ということで、どうぞ御意見を出していただければありがたいと思います。

はい、どうぞ。

菰淵委員　高松の菰淵ですけれども、今、梶村委員さん言われましたとおり、今まで本当に入り口で、合併の方式が決まらんと、なかなか協議事項に入れませんし、そういうことで、高松はずっと各町とやってまいりまして、いやいや、もじもじする町もかなりありましてね。ほんだけど、しまいにはやっぱり編入になるんですよ。ほんだから、牟礼の皆さん方も、もうはっきり新設と編入がどう違うんやとか、素直に言うてくれたらお答えしますしね。もう、そないにもじもじせんと、言いたいこと言うてくれて、そうやって進めんと。

小西委員　議論が終わって、この席に着いとると、私らは出席しとんですよ。勉強しますよ。

菰淵委員　いやいや、もうはっきり言うてあげんと、きょうはまた持ち越すか、また次もこうやってもじもじして、言いたいこと言えんというようなんでもいきませんので、もうどんどん言うていただいたら。

松田委員　松田ですけど。

副議長が言いよるのは痛いほどよくわかるんです。ほんでも、お見合いしても、初めの、最初のお見合いはもじもじするんです。それからね、2回、3回しよるうちにデートも誘うということになりますんで、その点はひとつ、賢明な皆さんですから、御理解のほどお願いしたい思っております。

議長（増田会長）　はい、それじゃあ、どうぞ。

太田委員 牟礼の太田です。

本当に一町民としてのごくごく素朴な質問なんですけれども、合併することによって、私たちの牟礼町民の生活がどのように変わっていくかというところの、その辺のところを具体的な数字というか、そういう面で知りたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） それはもう、ですから、入り口が、スタートラインさえ突破すれば、どんどんとそういう、さっき言うた1,900項目を、一つずつ段階的に上げて、この場で議論して、高松の制度がいいのか、牟礼のがいいのか、その折衷案がいいのか、一つずつここで協議して決めていくということになるわけでございます。

事務局からどうぞ。

事務局長 ちょっと補足させていただきます。

ただいま会長の方から言ったとおりなんでございまして、どのように変わっていくかということについて協議するのが、この合併協議会そのものでございますので、一方的にだれか別のところで考えていくということではないということでございますので。

ただ、協議していくということにつきましては、合併の方式が決まって、どういうことについて協議するかということ、この協議会の場で決めていただいて、方針も決めていただければ、事務局で、高松市と牟礼町のそれぞれの関係部署によって協議、調整を行って、幹事会で協議して、この協議会に上げていくという流れになりますので、その点御理解いただきたいと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

大変いろいろと御心配とか、なにもあると思うんですけども、今論議されてる合併の方式ということは、新設か編入かという選択になってくるわけですが、皆さんの今の資料の17ページの、いわゆる編入合併の考え方についてのところで、やっぱり大変大事なことは、考え方一番最後の3行目に、「なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」というふうになっておりますので、今回の方式を、いろんな諸般の状況を考えれば、私どもとしては編入合併がふさわしいとは考えておりますけども、その協議に当たっては、今いろんな御懸念がありましたことは、全く心配なく、本当に相手の立場を尊重して、いいものは取り上げていこうと、お互いにある条例とか要綱とか、そういうものも牟礼町さんのいい部分はやっぱり協議に取り上げていき、また、高松のいいところも取り上げていき、両方のいいところを取り上げて、本当にもっともっと今まで以上にいい市を目指そうというのがこの合併協議ですので、どうぞその点をお含みの上で、御判断をいただけたらなというふうに私は意見として申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

ほかに、どうぞ。

はい、どうぞ。

三笠委員 まさしくそのとおりでございます、私どもは、やはり高松も、皆さんももう顔なじみの方が大半なんで、そこら辺は確かに行政では、こら牟礼町と高松市というところで違いますけれども、本当に本音言わせれば、もう皆さん、生活圏は、ここにも書いておるようにもう一体ですからね。こらもう、生活圏が一体というのは非常に大事な要素であるということは、これはもう間違いないところで。昔をさかのぼったら、小磯先生の時代や、庵治、牟礼というたら、高松と選挙区一緒だったんですからね、昔。そういう中でずっとこう、先代が嘗々と今日まで築き上げられとる、この高松と牟礼町というのは、本当にもう一体的な感じが我々はしております。

改めてこうして合併問題で、住民の皆さんからの強い意思に基づいてのこの協議会の設置でありますけれども、そういう中で、やはりこれはもう時代の流れであると、そして国からの、今回の合併特例法の問題でこういうふうな会を設置されたということは、本当に一つの時代の区切りであり、今後牟礼町、高松が一体となって進んでいくべき、これ大きな、今回が転換期でなかろうかというような考え方を我々はいたしておりますし、また、そうあるべきであるというふうに思います。

そういう中で、私ども高松の場合は、確かにこれを転機に合併協議会、各町とやっておりますし、昨日は香川町との編入合併で取り決めさせていただきましたけれども、そういう中で、やはりもう高松は当然、牟礼町と一体となって生活圏を形成し、また、これからも行政圏も一緒になって形成していかないかん、そういう時代であるということはもう間違いないんで、そういう意味でひとつ編入方式でお願いもしたいと。

これは将来の、こら高松自体でも確かに行政圏は広いんですが、なおかつ合併をされますと、各町、各部落、そういうところのやっぱりそれぞれのゾーン、ゾーンという、その意識づけというのは、これからの時代に大きい課題であり、そのゾーンがやはり発展の要素を積み重ねていかないかんと、その地域、地域は。そういう問題をこれからは抱えておるんじゃないかと。我々は、高松は、そういう意識をこれから強く持った地域の活動ということをやっていかないかんというふうに思っております。

当然、今まで、牟礼町も先人の努力で今日まで発展されたわけですから、それを大切にしながら、さらに高松と相談をさせていただきながら、これは今までの牟礼、今までどおりでは、これはいかんのは当然なんで、やはりどうしたら、当然、牟礼の方も今まで以上によくなるかということは、これはうちの質問の中でもありましたように、やはり、これはもう建設計画の中で大いに論議してやっていくという方向が、やはり一番いいんじゃないかろうかというふうに、私は個人的に思っております。

以上。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

はい、では。

静委員 牟礼の静ですが。

今、三笠委員さんの方から、非常にありがたいお言葉ちょうだいいたしまして。

えらい個人的なことも加わって申しわけないかと思えますけれども、何年か前に、ちょうどお向かいの三笠委員さんと、これはあくまで個人的にお目にかかって、ちょっとこんなことを意見交換をさせていただいた機会もあったわけなんですけど、非常に御理解がある方じゃなというふうに、私なりに改めて敬意を表したところがございますけれども。

これ、爆弾発言のような形ではなはだ申しわけないんですけど、これはもう、こういうことは早目に、やっぱり聞いたり、言うたりすべきでないかというような気持ちもいたしますので、あえて今、三笠委員さんの方から、何か私に対して発言を促してくれたような感じもいたしましたのでお尋ねしたいと思えますけれども、いずれにしても、私も国分寺との協議会、また昨日は香川町との協議会も傍聴させてもいただいたところがございますが、これは、ある意味においては、多少引け目を感じるという気持ちもあってのこともわかりませんが、何となく、高松市さんの場合は、おお、来る気がするんだったらお受けしますよと、そんな感じに受けとめられることなんです、正直言って。そのあたりについて、まず私がお尋ねしたいのは、これはもう特に会長さん初め、高松市の委員さんにお尋ねしたいと思うところなんですけど、一体これ、高松市は牟礼町を歓迎しているのだろうか、それとも、牟礼町が高松市と合併しようか言うから、まあまあ何とか協議に加わってやるんじゃがと、こういうことなのか、そのあたりを、そら、委員さん、それぞれのお考えはあろうかと思えますけれども、それは、それぞれ委員さんのお考えも結構なことだし、なおかつ高松の行政側初め、議会、もうとにかく高松の皆さんのお考えと申しますか、そのあたりがどうなのか。もし、お差し支えなければ、もう忌憚ない御意見をおっしゃっていただけたら幸いかと思えますが。

以上です。

議長（増田会長） はい。じゃあ、まず私から。

私どもの方から研究会も申し入れしましたし、合併協議にも参加を、これまでたびたびお願いしたといういきさつありますので、来たら受けるとかという、そういうことじゃなくて、できればお願いしたいという立場で、ずっと来ておるわけです。それは何のためかという、いろいろありますけれども、もう国も地方も財政状況が非常に厳しい中で、どうしてもこれまでみたいに交付税、補助金頼りの行政ではもう成り立たんと。国も、ですから一定規模以上の自治体にしなさいと。するところには交付税措置とかするけれども、しないところには、全体が減る中で、そっちの方へ優遇すれば、国は言いませんけど、明らかに、もうむちを与えるということになっておりますので。この際、国のやり方の是非はともかくとして、自治体として、今後、住民サービス、責任持つ自治体として生き残るた

めには、やっぱり、合併を進めていく以外ないんじゃないかということがありますし、特にここの四国の高松としては、将来、今もう既にいろいろ議論されております道州制の問題がありますが、四国州になったときの州都に、どうしても松山に負けたくない、そのためには、やっぱり一定の都市基盤、人口規模も持っておらないと、幾ら集積度が高いといっても、皆さんいろいろ判断するのはやっぱり人口ですし、今度の所得譲与税でも、結局はいろいろ地方へ譲与をすればいいと言いつつ、人口配分で来ておるわけなんです。やっぱり、何においても、人口を抜きに語れないという状況もありますんで、私どもとしては、私個人的な公約もそうですけれども、やはりまずは50万都市の実現をとということで、四国州都を目指したいということで、この3期目も頑張っておりますんで、ぜひ皆さん方の御理解いただければありがたいなと思っておりますし、もっと言えば、私はもうこの香川県ぐらい、全国一狭い県ですから、いずれは香川県一つの自治体になる、そういう一番先進的なモデルの都市を目指してもいいんじゃないかなと、そんな気持ちであります。そのためにも、やはり少なくとも長年の間、広域行政をやっておる近隣の町とは、まずは、共に一つの自治体を目指すべきでないかというのが私どもの考えでございます。

すいません、私の意見を言いましたが、どうぞ。

三笠委員 今、私方の市長が、もう同感なんです。それもあわせてお話をさせていただきますよ、思ったんですが、市長の話の補足で。

今、これだけ国の方、地方の方が三位一体の改革ということで、もうその話ばかりで、本当にどれだけ交付金が削減される。大体パーセントではわかっておりますよ。それと、どれだけ地方に税源が移譲されるのか、ということがまだまだ不透明ですわね。これは、三位一体の改革といっても、これ、国自体が、国会議員の中でもまだまだはっきりわかつらん。ましてや、我々もそれがまだまだ不透明な段階であるというのは、これはもう我々もそうだし、皆さん方も、当然、それは御理解のはずなんです。

そういう中で、国も借金がある、県も莫大な借金、また、我々の方も借金あります。ありますけれども、けたが違うでしょ。もう皮むいた話させていただきますわ。けたが違うんです。しかしながら、国がこの三位一体の改革の中で、どれだけ地方に税源を移譲するか。これは、市や町に直接移譲されたら話は別です。必ずこれは県へ来るだろう。県の裁量でこれは変わってくるのは、もう歴然としとんです。県も借金がようけある。ほんなら、どうするかというたら、県中心に考えていくんが、これは、当然なんですわね。

そういう中で、これから非常に、我々は今まで地方六団体で町村会、市長会、議長会、全部これ、六団体で国の方へ陳情しております。その圧力があって、これまでの交付金制度が、現在にずっと至っとんですけど。しかし、これが、それが削られる、そういう中で、我々はやはりこのままの地方自治体であっては、これから先は大変思いやられる。本当にもう心配の種です。

そういう中で、今私どもの市長が話したように、香川県は日本一小さい県である、そし

て、これからどれだけ移譲されるかわからん、そのことに対して、もうやっきになって、今までは国の方へ陳情しておったんが、今度は県の方と国の方と両方行かないかん。それだけ我々は、これが、この合併ということを、やっぱり十分意識して、国がああ、本当に我々こうやって市町村が、今、必死になって頑張りよんですよ、国を支えていきよんですよ、今。

正直言って、これ、県の方もいらっしゃるかもわからん、県以上はもう知らん顔ですわ。でしょう、今までであれば。それでは、本当にもう情けない話なんですわ。これだけ市町村が頑張って、合併の問題やいろいろな問題、もう直接、そらもう我々携わっとるから、こら当然と言やあ当然なんですわ、これだけいろいろな合併の中で、口角泡を飛ばしながら話して、そして国や、まだ県の方も、正直言って、知事あたりも、まだ住民の合意形成に基づいてと、こういうことを話しよります。それでは、我々地方自治体で、身近なところで情けない話なんで、そこらをもう少し、県あたりも目をあけてもらわないかん。もう切なる願いなんです。

もうこれは余談な話ですけども、しかし、そういうふうに市町村は今必死になって、自治体の安定のために頑張っておるということを考えると、ここはやはり、この機会に合併して、大同団結して、パイを大きくして頑張っていく、できるだけ地方自治体はスリム化して頑張っていく以外に、これは生きる道がないがというのが我々の基本的な考え方。今、うちの、私どもの会長が申しましたとおりなんです。そういうことに基づいて、高松は必死になっていこうと。だから当然、今も話したように、この合併の機を逃さず、牟礼町ともども、ひとつ、高松と一緒に頑張っていただきたいというのが高松の願いなんです。

抽象的な話で申しわけないんですが、根本的には私はそれがあるというふうに思っております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

小西委員 我々のことではなくして、次世代、自分らの子、孫、ずっと続くであろうその子供たちのために、ベースに置いて考えていきませんか。恥ずかしいようなあれをしないで、きちっとしたものをやりませんか、真剣に。

議長（増田会長） ちょっと、はい、どうぞ。

浜川委員 最近、周辺の5町につきましては、もう既に4町が編入ということ、ほんで今回、牟礼町が、現在両案併記ということでなされておりますが、その根底につきましては、非常に住民の中に、やはり賛成の人も反対の人も不安感を持っておると思うわけです、それぞれの不安感。と申し上げますのは、過去のような、明治あるいは昭和の大合併のときのように、小異を捨てて大同につきなさいというような集権型の統合でなくて、最近の住民の意識というものは、やはり地域の特徴性を生かせる集権分散型の、できれば統合を願っておるのではないかと思うわけです。

それで、最近いろいろ見てますと、特に、高松市を中心とした周辺部の統合しておるとこの、いろいろお話聞いてみますと、地域の地場産業、あるいは住民のコミュニティが非常に衰退しておると、それで活力がなくなってきておるといようなことをよく聞くわけで、せっかくこういうような形で一つのテーブルの上に乗ったんですから、特にそこあたりは、高松の市の皆さん方をお願いしておきたいのは、文書にはいろいろ書いておりますが、同じ土俵の上でひとつ平等にやっぱり扱ってもらって、納得のいく前向きな話をしていきたいと、かように思ってますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（増田会長） ありがとうございます。

はい、ほかにどうぞ。

菰淵委員 高松の菰淵です。

市議会議員さんが国分寺町、香川町の合併協議会も御出席いただいて、傍聴いただいて、私もかなり発言させていただいておまして、そういう中で、高松は、来るもんは、来ないもんは、というような印象を受けられたとしたら、非常に残念なんですけれども。議長なり三笠会長言いましたとおり、対等の立場で、大きな気持ちで取り組んでおるといのは、もうみんな同じなんです。

ただ、一つ言わせていただきたい。先ほども、どんどん意見言ってくださいというのは、やっぱり胸襟開いて話さんと、何思とんかわからんのですよ。合併協議でも、やっぱりそら何カ月も、この協議会の前に幹事会も持たれとるわけですよ。その２段階で、こうやって併記で出てくるということ自体も、僕らから言わしたら、ほんまに真剣に両方が、どっちがというてもいきませんけれども。

それで、一つの例が、ある町は、高松とも合併協議会を持つけれども、また別の協議会、二つを持つと。そしたら、高松市も、結婚で話ししたらいかんけど、二股掛けとるわのう。ほやけど、そっちの二つの町にしたって、あそこは高松市とまた交渉を持つとるじゃないかと。やっぱりそれは人の気持ちとして、僕ら思うんですよ。ですから、その点をやっぱり、強くなにしとかんと、後になって、協議会でも、もう静委員さん、よう言うてくれたと思うんやけれども、最初から忌憚のない意見出して、胸襟開いて、対等の立場でいきませんかと、こう言うとんで、そういうことがありますんで、やっぱり先ほども言うたとおり、どんどん意見出してくださいと。ほんで、何で新設にこだわるんですかと、こう僕らは正直に問いかけしよるわけですから、その疑問点についてはお答えしますと、高松の考えについても十分述べさせていただきますということで、そういう気持ちでありますんで。

それともう一つは、確かにメリット、デメリットということを言いますけれども、水道料金が安くなるとか、こういうこともやっぱり大事なことやと思うんやけれども、一番大きなことは、いわゆるもう牟礼の皆さん、石屋さん、地場産業すごいすわ。トラックにどないいうて書いとんです。「四国高松」というて書いとんですよ。「四国牟礼町」とい

うて書いてないです。それぐらい生活圏は一つになっとなですよ。

そういうことと、やっぱりこれから牟礼町にしても、道路網の整備はまだまだ進めていかなければならんと思とんやけれども、おかげで、三笠会長さん言いましたとおり、ずっと前の先輩、小磯先生のときは、高松選挙区だった。今も、ある先生と共々に、東の開発については、かなりこうやって連携していただいとるから、国道11号にしる、高松志度線にしる、やはり志度へ抜けていく、そういう道路網もできとる。ほんなら、今度、もう一つ高松と親密な道路網をするかとか、今度は北南の道をひっつけていくとか、そういう中がひとつ道路網の整備もあるだろうし。

ほれともう一つ、やっぱり東南海地震が、30年後には必ず来るとい確率がありますけれども、阪神淡路大震災のときに、あそこは1市10町で広域の防災体制組んどんですよ。もう広域行政というぐらい頼りにならんのではないんです。まず、自分とこの町が安全かどうかしていくんです。ほいで、北淡町が一番大きな被害を受けたんやけれども、一番に救助に行ったんは、四国の高松や徳島が行っとなですよ。淡路島の広域の1市10町が、そういう広域組合つくっとなところのなには、一番遅れて来っとなですよ。ですから、確かに料金が少々なるとか、そういうこともありますけれども、きちっとしたライフワークができてくる、これはやっぱり広域の、こうして広い意味で取り組んでいく一番のメリットだと思います。そんだから、合併したからすぐ1万円もうけたるとか、そういうことでなくて、やっぱり安心して、文化的で、子々孫々に誇れるまちづくりを残していける、そういうな、一つのこの合併の方式でないかなと僕は思っとなです。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

牟礼委員 牟礼です。

編入合併のことをいろいろ説明していただいたんですが、私も18ページに載っております、編入合併の文章をずっと読みますと、今までずっと続いてきた牟礼町がどうなるのかなという、本当にちょっと不安なところがあるんです。これは住民の方も同じで。それで、どこでわかるかというたら、最後に建設計画が出てきて初めて、あ、そういうふうになるのかなというふうなことになってくると思うんです。

それで、途中、そら対等に話し合ひましよう、公平、公正に話し合ひましようというふうなことなんですが、最後に、編入した場合、新設になった場合、どういう町に、どういうところに牟礼がなるのかなということが、少し見えるというか、その議論が、25項目あるのをずっとやってきて、最後に出てくるんですよ。だから、例えば新設、編入、このあたりの建設計画というんがどのあたりで、何ていうんかしら、形として見えるようになるのか、そういうのは手続上あるんでしょうか。

議長（増田会長） ちょっと事務局から。

事務局長 はい、事務局から説明をさせていただきます。

ぴったりの説明になるかどうか、ちょっとわかりませんが、建設計画というものが、番号的には一番最後のところにありますが、合併協議項目、協定項目、1から24とプラス建設計画ですか、それについて、協議、調整が調ったところからこの協議会上げていくということになります。

まずは、合併の方式が決まりますと、その方式に基づいて、調整の基本的な考え方というものがある程度定まってきます。その基本的な考え方が定まってくると、それに基づいて、個々の行政制度、住民サービス等の個々の問題について協議、調整を行うとともに、それと並行して、どのようなまちづくりを考えていくかということも並行して考えていく。ただいま御意見いただきました編入合併の場合でありますと、ここに書いておりますように、編入される地域のまちづくりをどうするかということ、それを中心に考えていくということになりますので、今回でありますと、牟礼町という前提での御発言でございますので、失礼とは存じますが、牟礼町が編入されるということになりますと、牟礼町のまちづくりをどうするかということが建設計画の基本になる、ベースになるということでございますので、それについては、協議会でどのようなまちづくりをしていくか、協議会の各委員の御意見、あるいは住民の御意見を聞きながら、どのようなまちづくりをしていくか、ということをもとめていくということでございますので、こちら側から一方的に、このようにしますよという考えを提案するということにはならないというふうに理解をいたしております。

よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） はい、よろしくどうぞ。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

三野委員 牟礼町の三野です。

昨日、香川町の合併協議会に私、傍聴させていただいたんですが、そこで新しい岡町長がごあいさつの中で、対等編入合併を目指したいと、なかなか苦しいというか、新しい用語というか、そういう発言があったんですが、ちょっとイメージがわきにくいんですけど、これはどういうふうな風合いになるのでしょうか。

議長（増田会長） 私なりに、やっぱりあくまで対等な立場に立って協議をする、しかし、方式は編入でいくと、協議のあり方としては対等でいくということじゃないかと思いますが。別に三つ目の方式があるわけじゃございませんので。

あと、何か御意見ございますか。

はい、どうぞ。

藤井委員 藤井です。

今まで、皆さんが言いよることをよう聞きよって、最後にですが。

皆さんがおっしゃることは、高松市さんがおっしゃることは、本当は我々を早く編入の

合併にというような考え方、それが本当でなからうかと思う。だが、しかし、我々には我々としての、牟礼町としてのやはりいろいろな点がありますので、今、1回目、2回目の当初において、こなな合併の右じゃ左じゃというようなことを論じること自体が、ちょっと不見識でなからうか。もう少し余裕のある協議にしないと、次々から議論をするのに、余りにも偏ったような話し合いに、私は進むように思うんですが。

その辺と、もう一つは、御承知のとおり、我々はただ確認するだけであって、この協議会がAもBも決定するのでないんですから。決定は、最後に、17年3月31日までに決定をする議会がするんであって、その辺を間違いないように、ひとつよろしく願いしたらと思うんです。

議長（増田会長） ほかに、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はいじゃ、大体もう御意見もきょうのところは出たように思いますので、特に御発言がなければ、協議第1号につきましては……、はいはい、どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございます。

高松市は33万人おるんで、牟礼町は1万8,200人。もっと大きい気持ちでな、大きく胸を開いて、牟礼町がよければ来いよというような気持ちになってほしいと。

だから、最初から新設とか編入とかというんでなしに、子供はなかなか大人になれんや、ぼつぼつでも歩いてこいよと。それでよければ高松もいつでも受けてやるぞということです。

それともう一つは、新設であろうと編入であろうと、高松市はいつでもやな、解散しても選挙して、やるんだったらいつでもやるぞというぐらいな気持ちになってほしいんです。編入でなかったら、自分たちの首切られたらいかんというんでなしにな、もっと大きい気持ちでな。5町であつたら、5町がやな、そういうふうな一つのまとめになって、それでやるんじゃつたら、そうや、という方向性を大きい気持ちで、もう少しの間、子供はごちゃごちゃごちゃごちゃしよんやん。もうちょっと大きい気持ちで、もっと時間をやな、しっかりと稼いで勉強せえよというところをお願いしておきたい。

ということは、これは金銭的にな、お金ゆえに、これどっち行くか言いよんや。お金さえあつたら、じつとしとんねん。お金がないけん、どないしよか言う。自分くの懐がえろうなってきた。これしよつたら、家の中がもう飯食えんようになるぞというようなことで、国が一番に、国の借金が増えたけん。これはもう三笠会長が言よつたように、三位一体化で県におりてくると、それを、果たして市に何ぼくれるんか、町に何ぼくれるんかわからんわけや。それによって、多分ようけはくれんだろうというところはあるわけなんや。ようけくれるんであつたら、もうやめようかと。この辺のけじめがきちっとできてないけん、そやけ、牟礼町もいろいろ、高松市に行きたい、そのまま残りたいという人もおるけん、そやけん、その辺ももう少し大きい気持ちで、いつでも来まいよと、いつで

も受けてやるぞという気持ちになってほしい。

それだけお願いしときます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

それでは……。

三笠委員 そら、議長、わかるんやけれども、やっぱりこれはちょっと基本的に我々議員と、学識でいらっしゃる皆さんもおるんやけども、この合併というのは、本当の住民の、町民の考え方と議会とが、どこでも大体乖離されとんやの、これ。そら無理もないとこやけども。しかし、やっぱり最終的には、町民の皆さんの考え方に従うていかないかんのは、こらもう当然時代の流れだし、また議会の責務であるというふうに思うんですが。そういう中で、それはやっぱり、せっかくその代表として我々も微力ながら出ておるけれども、町議会の皆さんも出て協議に参加しておると、そういうことを基本的に考えて、やっぱり進めていかなんだら、議会は議会、町民は町民という別々の考え方いう、別とは言やらんで、言やらんけれども、それはのけて考える、今言いよるように、大きくというのは、すべて町も市も大きく考えて、いわゆる住民のためにということが、議長が言われる基本だろうと思うんで。そういう意味では、当然我々は大きく構えていきよるといふことは、もうこれ間違いないんで、そこら辺は心配なさらんように、ひとつお願いをしときます。

安戸委員 済みません、安戸ですけど、そういう意味じゃなくして、子供がよちよち歩きよるんやけん、一人でゆっくり歩けるようになったら来いよというときに、そういう気持ちで大きく待ってくださいよという意味です。だから、うちの町長も新しいしの、もうどっちがどっちという、一生懸命で勉強しよるところやけん。

議長（増田会長） はい、どうぞ。ちょっと……。

菰淵委員 議員生活というんもね、役職がいろいろありまして、さあ次の牟礼町の合併協議会には出席できるかどうかわかりませんので、せっかくの機会ですので、高木町長さんにもうリーダーシップとってもらて、発言をいただいたらと思います。

山田委員 ちょっとその前に議長さんに。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

山田委員 議長さんより御発言ありました、もっと気を大きく……、私ら、地球より大きいぐらいの気でおります。ただし、婿取り、嫁入りとよく似てますんです。すべては知らなくっても、大多数を了解の上でよろしくというんでなかったら、お互いにうまくないと思うんです。市長は、かねて、きょう、趣旨弁明のような格好で御返事いたしましたし、我が会派の議会の、同志会の会長もお話ししました。議会としては、もう各会派の代表がこの中にメンバー連ねております。しかも、女性もかなり出ております。そういう意味からいきますと、高松市議会は大きく、四国より大きい気分で、この合併問題に取り組んでおりますから、議論は幾らでもして、決まるんなら、決まったんで了解すれば、快く

素直に行くと。あっちゃこっちゃ言うて、二兎を追うような格好は私どもは非常にやりにくいでございます。

そういうことで、御安心して、言うたら、ちょっと高松も胸張るほど懐くあいもよくないですけど、お互いに助け合うてやっていったら、議論し合っただけでいいと。ただ、方向としては、1市5町ないし6町と話して、先進の町とは編入合併の形で話がいっとなるので、1町だけが、逆の結果が出ますと非常に対応が、2回にわたって合併せないかんというようなことも起こるのではないかとこのように私ども考えております。そういう意味では、御町が一番最後にスタートしたようなことになりましたけれども、一番先行ったんのは、9回目会合しております。それを一緒に埋めるには、相当努力を、我々せないかんと思っておりますが、早くそういう状況が来たら、どこかの町の町長さんがお話しになりましたように、合併後の高松市の姿勢、こういったものも、市長の方から、皆さんに会合を持ってお話する機会が必ずあると思っております。その時期に早く到達するように、私自身も皆さんにお願いしたいなと、こう思っております。大きいのは、地球より大きいございませうから、御安心ください。

議長（増田会長） ありがとうございます。

それじゃ、ちょっと町長さん、よろしゅうございますか。はい。

高木町長 菰淵副議長さんの方の御質問ですけど、私自身、合併については、議会でも答弁しとんでございますけども、明治の大合併、これが第1回目の合併でしたけども、その前に明治維新がありましたけども、これが第1の日本の変化を迎えたとき、続いては戦後の混乱期、立ち直した、これが第2の変革期。で、今、私自身は少子・高齢化だとか、あるいは私自身がそうなんですが、戦後の団塊の世代が、今、昭和22年から25年生まれの人間が日本全国で1,040万人おります。この人たちの第1期生の約250万人が、あと三、四年すると、税金を払う立場から使う立場になります。こういうような経済的な問題、それから中国の台頭とか、いろんな問題があろうかと思うんですけども、そういうふうな時代背景の中で、新しい世紀を迎えた今だからこそ、私はどのような社会の仕組みをつくり上げるのかと、つくり上げねばならないのかということ、みんなで考えて、そしてそれを未来の子供たちにシステムとして残してあげるとというのが、私はこの合併問題ととらえております。

でございますから、私自身は、この協議においても大切なことは、常々申しとるんですけども、やはり今も対等とかいろいろ、出てましたけど、私が市長と初めて協議したときにも、私インタビューで申し上げましたけども、やはり信頼関係ということ、常に申し上げておりますけど、信頼関係ということは、やはり対等な立場に立ってするんであれば、高松東部圏域のより一層の発展、繁栄をみんなでつくり上げようと、建設計画でつくり上げようということ、私は考えてこの会に臨んでおりますので、これからはその気持ちを崩さずに私は行くつもりでございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

大分時間も経過しましたし、きょうのところは、このあたりでとどめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、協議第1号につきましては、改めて次回、第3回会議において協議等を行いまして、意思集約を図らせていただきたいと思います。

会議次第4 その他（1）市町村合併関係3法案の概要について

議長（増田会長） それでは次に、会議次第の4のその他でございますが、まず（1）の市町村合併関係3法案の概要について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付しております、第2回参考資料、こちらの方、ごらんください。

表紙に目次がございますが、この参考資料は、市町村合併3法案の概要と、合併協定項目に係る現況と先進地の事例について取りまとめたものでございます。

それでは、まず、市町村合併関係3法案の概要について御説明いたします。

国では、現行の合併特例法が平成17年3月末に失効した後のさらなる合併促進策を定めた、市町村合併関係3法案を去る3月9日に閣議決定し、国会に提出しております。この市町村合併関係3法案は、市町村の合併の特例等に関する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案から成ります。

それでは、資料の1ページ、お開きください。

1ページから3ページには、この3法案のうち、市町村の合併の特例等に関する法律案、いわゆる新合併特例法案の概要を記載しておりますが、この新合併特例法案は、地域住民の意向が行政に反映されるように、合併市町村内に法人格を持つ合併特例区を設置できることと、都道府県知事に合併のため一定の役割を担わせることが柱となっております。

また、2ページの3特例措置に記載のとおり、新合併特例法案では、の合併特例債など財政的優遇措置は廃止するとともに、の普通交付税の算定における特例、いわゆる合併算定替についても、現行の特例期間10年を段階的に5年まで短縮することとしておりますが、段階的に補償額を縮減する激変緩和措置は、現行法と同様に5年度としております。また、の人口3万人以上で市になれる3万市特例についても廃止されますが、ただし、の下の枠囲みの中のアからコで記載してあります、合併に関する障害を取り除く特例措置の規定、すなわち議員の定数及び在任特例や地方税の不均一課税、地域審議会などは現行どおり残すこととなっております。

次に、4ページの方、お開きください。

ここには、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、すなわち現行の合併特例法の改正案の概要を記載しておりますが、ページ中ほどの3、現行合併特例法の経過措置をごらんください。

御承知のとおり、現行の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併を行わなければ、合併特例法に基づく優遇措置を受けることはできないこととされておりますが、改正案では、ここに記載のとおり、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、かつ平成18年3月31日までに合併した場合につきましても、現行の合併特例法の規定が適用されることとされております。

次に、5ページをお開きください。

5ページと6ページには、地方自治法の一部を改正する法律の概要を記載しております。この法律案につきましても、特に、1に記載のとおり、住民自治の強化を推進する観点から、新たに、地域自治区を市町村の判断により設置できる旨の改正が盛り込まれております。この地域自治区は、先ほどの合併特例区とは異なり、合併に関係なく設置できるものでございまして、地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会と、市町村の権限に属する事務を分掌する区の事務所で構成されることとなっております。

次に、7ページをお開きください。

この資料は、合併特例法の一部改正及び新合併特例法案により、現行の合併特例法がどのようなようになるかを、参考として一覧表に整理したものでございます。時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。また、後ほど、この一覧表をごらんいただければと存じます。

以上が、市町村合併関係3法案の概要でございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

三野委員 牟礼町の三野です。

1ページの合併特例区ができて、そして合併特例区協議会というのができますわね。それで委員が選ばれる、長が選任するとなっておりますが、その右の2ページの枠囲みのアイウエオのこのところで、地域審議会というのがありますけれども、これと特例区協議会との関連というのは、どういうふうなぐあいになるのでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から。

三野委員 それと、ついでするので、ちょっと何点か。

議長（増田会長） はいはい、どうぞ。

三野委員 2ページの一番上で、市町村建設計画は、これが名称変更になるということですね、合併市町村基本計画。これ、名称が変わるということは、何か特別に今までの建

設計画という名称では不都合で、こういうふうにならなかつたと思うんですが、例えば何かプラスされて変わったのかとか、そこら辺、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

とりあえず、それ、お願いします。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から。

事務局長 事務局から説明をいたします。

1点目の地域協議会と地域審議会の関係ですが、先ほどの資料の7ページの方をごらんをいただいたらと思います。

7ページの真ん中の行、地域自治区の欄、この地域自治区の中に、右側での地域協議会というところを記載しております。だから、地域自治区の中に地域協議会を設置するというものでございまして、これにつきましては、地域自治区を設置すれば、地域協議会は必ず設置しなければならなくなるというような性格のものでございまして、合併の際の特例としては、その地域自治区の枠の中の、もう一つ小さい枠の中に書いてる特例というところが、合併の際の特例ということになるものでございます。

もう一つ、合併特例区のところもありますが、その下側ですね、合併特例区も合併特例区協議会というものを設置するということになります。この合併特例区は、先ほど説明しましたように、特別地方公共団体ということで、法人格を有するものでございます。

ただいまの御質問ですが、一番下の地域審議会というものがあります。これにつきましては、従来からの合併特例法において規定されていたものでございまして、それは改正後も、新しい合併法案、新法案、そちらにおいても同じような規定がされておるということで、これは三つとも別立てということでございます。

それから、質問の第2点ですが、合併市町村基本計画という名称にならなかつた。現在は建設計画ということでございますが、これまでも建設計画については、ハードの問題、施設整備、それだけではなくて、まちづくり全般、ソフト事業、ソフト分野も含めたまちづくり計画であるということが、実態的にはつくられてきました。そのようなことも含めまして、今後のこの合併特例法改正、新しい法律をつくる段階においては、そのような実態も含めまして、ハード、ソフトを含めたイメージを打ち出していかうということで、国の方で建設計画から合併市町村基本計画、だから市町村の総合計画というような位置づけでの基本計画という名称に変更されたというふうに承っております。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野委員 そうすると、合併特例区の協議会と地域審議会というのは全く別立てですから、関連性というのではないというか、そういうことでよろしいのでしょうか。

事務局長 はい、関連はございません。

三野委員 5ページの地方自治法の一部……、これはまだですね。すいません、後からです。

議長（増田会長） はい、ほかにどうぞ、何かございましたら。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に（２）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） はい、それでは事務局から御説明させていただきます。

ただいまの、参考資料の表紙の目次をごらんいただきたいと思います。参考資料の表紙でございます。

項目の二つ目、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例でございますが、第１回の会議で御承認いただきました合併協定項目のうちで、第２号から第１０号及び第２５号の１０項目につきまして、高松市、牟礼町の現況と先進地域の事例を掲載したものでございます。

これらの協定項目につきましては、今後、協議を進めていく中で、協議が調ったものから、正式な協議事項ということで合併協議会の会議に提案いたしまして、再度詳しい資料に基づきまして、御協議をお願いするということになっておりますが、本日、あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくという趣旨で、現況と先進地域の事例を紹介させていただくものでございます。

資料８ページをお開き願いたいと存じます。

８ページには、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置でございます。資料には、先進地域の事例といたしまして、最近合併をいたしました市及び総務大臣の告示があった市につきまして、人口規模等を考慮いたしまして、新設合併、編入合併、それぞれ５市ずつ抽出いたして整理いたしております。

次に、９ページをお開き願いたいと存じます。

９ページは、財産の取扱いでございます。

ページの一番下の欄の概要をごらんいただきたいと思います。合併に際し、財産処分を必要とするときには、協議して定める必要がございます。原則として、合併関係市町村、高松市及び牟礼町が所有しております土地、建物、債権、債務などの財産は、すべて合併市町、新設合併の場合には新市、編入合併の場合には編入する市町が引き継ぐことになり、公の施設についても、合併市町の公の施設として設置していくこととなります。ただし、その財産を合併市町に引き継ぐことが適当でないと、特別な事情がある場合には、協議によりまして、地方自治法の規定に基づく財産区を設置することもできます。このような財産の処分につきましては、協議会での協議を踏まえて、両市町の議会の議決が必要となるものでございます。

上の現況欄をごらんいただきたいと思います。ここには、平成１４年度末現在の両市町

の財産のうち、土地、建物、有価証券、出資による権利、債権、基金の状況を記載いたしております。

その下には、先進地域10市を紹介しておりますが、すべて新市または編入する市に引き継ぐことを基本といたしております。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

10ページは、地域審議会の取扱いでございます。

先に、次の11ページ、地域審議会について【参考】という資料をごらんいただきたいと存じます。

地域審議会と申しますのは、合併に伴う行政区域の拡大等によりまして、住民の意見が、合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があることなどを踏まえ、平成11年の合併特例法の改正により制度化されたものでございます。

この地域審議会は、(1)にございますように、期限を定めて設置しなければならないこととなっております。次に、(2)の区域は、旧市町村の区域を単位とするものでございます。次に、(3)の任務、役割でございますが、当該区域に係る事務に関し、長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について意見を述べることとされております。具体的には、その下に記載しておりますようなことが想定をされます。(4)の組織、運営につきましては、合併関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村の協議により定めることとされております。

10ページにお戻り願いたいと存じます。

10ページには、この地域審議会についての先進地域の事例を記載いたしておりますが、10市のうち4市で地域審議会を設置いたしております。

以上が、地域審議会の取扱いでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

12ページでございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

まず、現況欄をごらんいただきたいと存じます。

議員の定数につきましては、地方自治法の改正によりまして、法律で定数の上限を定め、定数については条例で定めることとなっております。現在の議員数、任期、報酬月額、そこに記載のとおりでございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと存じます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについての参考資料でございます。

この議員の定数、任期の取扱いにつきましては、合併の方式により取り扱いが異なっておりまして、新設合併の場合には三つのパターン、編入合併の場合は五つのパターンが考えられます。

まず、1の新設合併の場合でございますが、その図にございますように、パターン1のは、地方自治法による原則の場合でございます。次に、右側のパターン1のは、定

数特例を採用する場合がございます。次に、パターン 1 の でございますが、これは在任特例でございます。

次に、2 の編入合併の場合でございますが、14 ページをごらんいただきたいと存じます。まず、パターン 2 の は、地方自治法による原則でございます。右側のパターン 2 の は、定数特例を採用する場合がございます。また、パターン 2 の のように、定数特例をあわせて 2 回採用することも可能でございます。次に、パターン 2 の は、在任特例でございます。最後のパターン 2 の でございますが、このパターンは在任特例に加えまして、定数特例を採用し、次の一般選挙で選挙区を設定するというようなものでございます。

なお、戻りまして、12 ページには先進地域の事例を紹介いたしております。そこに記載しておりますように、在任特例あるいは定数特例プラス定数特例等の特例を採用しておりますものでございます。

続きまして、15 ページをお開き願いたいと存じます。

15 ページは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。

まず、次の 16 ページの参考資料をごらんいただきたいと存じます。

農業委員会につきましては、農業委員会等に関する法律におきまして、一つの自治体につき 1 農業委員会が原則でございますが、農業委員会に関する法律、または合併特例法による特例措置として、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅するため、両市町の農業委員会の委員はその身分を失うこととなります。また、編入合併の場合は、編入する市町の委員の身分は影響を受けませんが、編入される市町の委員はその身分を失うこととなります。農業委員会の委員につきましては、その表の中に整理しておりますように、原則のほか、特例措置がございます。そこに記載してありでございます。そのような特例措置があるものでございます。

以上が、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。

続きまして、17 ページをお開き願いたいと存じます。

17 ページは、地方税の取扱いでございます。

現況欄にございますように、税目のうちで、1 の住民税、3 の固定資産税、5 のたばこ税、6 の特別土地保有税につきましては、両市町ともに同一の税率でございますが、その他の税につきましては負担に差がございます。

ページの下の方に、合併特例法における地方税に関する特例の説明を記載しております。特例では、合併後に、相互の間に地方税の著しい不均衡があるため、または承継した財産や負債の額について相互の間に著しい差異があるため、合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税をしないこと、または不均一課税をすること

ができる旨定められております。

なお、先進地域の事例といたしまして、周南市、呉市、福山市の3市の事例を紹介しております。

以上が地方税の取扱いでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

18ページは、一般職の職員の身分の取扱いでございます。

合併が行われた場合には、法人格が消滅する市町の一般職の職員は失職するということになります。しかしながら、一般職の職員の身分は、地方公務員法の定めるところによりまして、一定の場合を除いて、その意に反して免職等をされないことになっておりますので、合併特例法では、両市町は、その職員が引き続き合併後の市町の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないことといたしております。あわせて、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しても、公正に取り扱わなければならないと定められております。

先進地域の事例として、ここでは4市の事例を紹介しております。

続きまして、19ページをお開き願いたいと存じます。

最後は建設計画でございます。

ページの下の方の概要の欄をごらんいただきたいと思います。

この建設計画は、住民の方が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございまして、さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられることとなります。例えば、合併特例債を財源とする事業につきましては、この計画に記載されることが要件とされております。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページの枠で囲んでおります、この中をごらんいただきたいと思います。

合併特例法では、計画の作成に当たりまして、次の3点に配慮することとされております。

1点目は、合併市町村の建設を、総合的かつ効果的に推進することとさせていただきます。2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることとさせていただきます。3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することとさせていただきます。

次に、2の建設計画に盛り込むべき事項でございますが、建設計画の具体的な内容は、合併協議会において、自主的な判断により決定されるものでございますが、合併特例法の規定では、盛り込むべき事項として4点を例示いたしております。

まず、1点目は、合併市町村の建設の基本方針でございます。この部分が合併の方式により取り扱いが異なるところでございまして、計画の対象区域が、新設合併の場合には、新市全体となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該

区域が合併後において果たすべき役割及び位置づけについて定める必要があるものとされております。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。根幹となる事業は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を位置づけるものでございます。また、建設計画に基づき実施される事業についてのみ、合併特例法による財政措置が講じられますことから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定しております事業については、明確に位置づけておく必要がございます。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所・出張所の統廃合、小・中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございます。一般的には、合併後、おおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、この計画策定に当たりましては、地方交付税、国、県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要があるものとされております。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

19ページには、先進地域の事例ということで、4市の事例を紹介いたしております。計画の趣旨、構成、期間につきましては、4市とも大きな違いはございませんが、計画の区域において相違がございます。新設合併の2市が新市全域を対象としているのに対し、編入合併の2市は、編入される町の区域を計画の対象としております。

建設計画の説明は以上でございます。

以上、簡単でございますが、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） はい、ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

何かございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4（3）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは次に、（3）の高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） はい、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方ですが、会議資料の一番最後のページ、20ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の20ページでございます。

次回の第3回会議でございますが、5月20日の木曜日、現時点では午後2時から、高松市役所の13階大会議室での開催を予定いたしております。

会議の案内状につきましては、会議での協議事項などを記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付させていただきますので、よろしくお願いいたいと存じます。

なお、あわせて事務局から御報告申し上げます。

さきに開催いたしました幹事会で御協議いただきまして、今回の会議から、傍聴の皆様から幅広く御意見を聴き、今後の合併協議に反映させるため、簡単なアンケートを実施するということといたしております。

内容につきましては、本日お配りしておりますアンケート用紙にございますように、高松市と牟礼町の合併後のまちづくりに関する意見、高松市と牟礼町の合併に関する意見、その他市町合併に関する意見の3点をお伺いするものでございます。

配付、回収方法につきましては、このアンケート用紙を、会議当日、会議資料と同時に配付いたしまして、御記入いただいた方については、会議終了後、アンケート回収箱に投函をしていただくというような取り扱いをいたしております。

事務局からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） はい、以上がその他ということで、事務局からの説明でございましたが、この際、せっかくの機会でございますので、何か合併問題全般につきまして御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

静委員 牟礼の静です。

冒頭に、ちょっと発言をお許しいただきたいということで申し入れさせていただいた関係もありまして、時間もかなり経過いたしておりますので、甚だ恐縮とは考えておりますけれども、ちょっとだけお時間を割いていただけたらと思っております。

と申しますのが、当協議会も、去る3月3日に第1回の会合を持ちまして、その後1カ月間の間に、この牟礼町近隣で大きく状況に変化を来しておることが、私なりに認識できるところでございまして、率直に申し上げますと、恐らく高松市、庵治町さんの合併協議会も近日中に立ち上がるんじゃないかなろうかと、このようにも推測いたしておるところでございます。新聞報道で初めて知ったということでもございますが、いずれにしても、私、新聞報道で知った瞬間、それなら、これ、私なりに感じたところでございますけれども、もう高松市と牟礼、庵治、1市2町での枠組みでの協議会が立ち上がったたらよかったんじゃないかなというふうにも、一応感じたところでもございますが、その後、いやいや、そうもいくまいということにも感じておるところでございますが、いずれにしても、仮に、高松市と庵治町さんとの合併協議会が立ち上がったとする場合に、今後の協議過程の中で、できれば、いわゆる高松・牟礼合併協議会、高松・庵治町合併協議会、合同の協議会を持つように御配慮いただけたら幸いでなかろうかなと、このように感じておるところでございますが、これ私のひとり言というふうに聞いていただいても差し支えございませんけれども、もしもそのことにつきまして何かお考えがあるようでしたら、どな

たでも結構ですけれども、ちょっと御発言いただけたらありがたいかと、このように考えておるところでございます。

よろしく願いいたしたいと思います。

議長（増田会長） 庵治町さんとは、まだ今のところ動きがございませんので、一般論になりますけれども、今までもう5町できておりますが、その5町の合同とか、それぞれの協議会で開けないのかという御意見は市議会からもいただいております、私どももいろいろ検討しておりますけれども、やっぱりそれぞれ相手さんの事情がありますし、発足した経緯やスピードも違いますんで、なかなか具体的に、どういうときに合同で会議が開けるか、ちょっと難しいなという気がしておりますが、先ほどいろいろ説明した合併特例法の問題とか、今後どんどんそういうのが変わってくるとか、国の動きとか、そういう一般的なものについては、そういう機会が設けられれば、個々に説明するよりは効率的ですんで、皆さん一緒な席で説明するような場ができる可能性はあると思いますが、個々の町が、もうそれぞれ事情が違うだけに、私としてはなかなかちょっと難しいんかなという気はいたしております。もちろん、今度、庵治町さんがそういうことで来て、牟礼町とスピードが合っということになれば、また考えられんこともないとは思いますが、今のところ、ちょっとそれ以上のことはわかりません。

静委員 ありがとうございます。

ただ、これからのことで、今の時点としては、当然そのあたりは、かすんだ状態でございますけれども、もしそうなった場合には、率直に申し上げて、内容いかんによっては、また合同での協議会ということも、私、当然考えてしかるべきでなからうかというふうにも思えたわけなんで、一応、きょうの場合、意見として申し述べさせていただきました。

ありがとうございます。

議長（増田会長） はい、承りました。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、それでは時間も相当経過いたしましたので、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしましたので、閉じさせていただきますと存じます。

皆様方には、長時間にわたりまして熱心に御協議を賜りまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第2回会議を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。今後ともよろしく願いいいたします。

午後 3時26分 閉会

會議錄署名委員

委員

菘 潤 村 鷹

委員

年 礼 浩 子